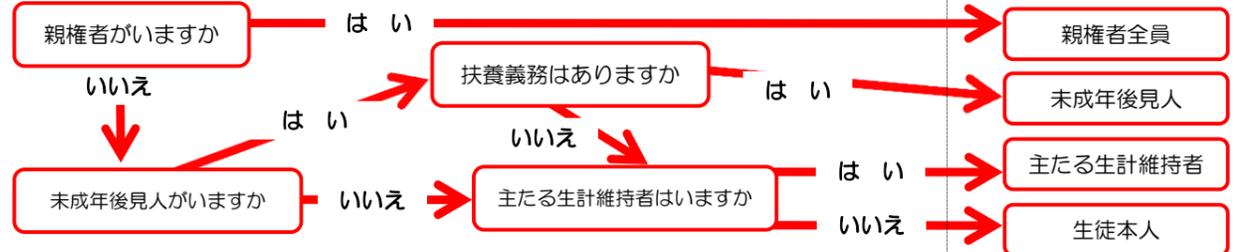


☆所得に関する証明書を添付いただく方



☆申請に必要な「所得に関する証明書」の例

平成26年度の「市町村民税所得割額」を証明する以下の書類のいずれか1点の添付が必要です。また、所得を証明する書類は、保護者（親権者）等の全員分の提出が必要となります。

- 市町村民税の課税（非課税）証明書（全部の事項が記載されたもの）
（申請日前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。）
→市町村の税証明書窓口で発行されます。発行は有料です。コピーでの提出は不可です。
- 市町村民税・府民税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）
→サラリーマンの方に勤務先の事業所等が配付します。
提出はコピーで結構ですが、全体が1枚の用紙に写った原寸大のものをご提出ください。
- 市町村民税・府民税納税通知書
→自営業等の方に市町村から送付されます。
提出はコピーで結構ですが、複数ページの通知書の場合は全部のページの原寸大のコピーをご提出ください。
- 生活保護受給証明書
→市町村の生活保護担当窓口で発行されます。コピーでの提出は不可です。
平成26年1月1日において生活保護を受給していたことが証明できるものを添付してください。
（申請日前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。）
※証明書に「支給開始 平成〇年〇月〇日から証明日現在まで支給中」と記載されている場合、記載された期間に「平成26年1月1日」が含まれている必要があります。

- 注）1 「源泉徴収票」「確定申告書（控）」は市町村民税所得割額を証明する書類には含まれません。
2 保護者のうち片方（A）が、他方の保護者（B）の配偶者控除の対象者で、Bの市町村民税所得割額が30万円以下である場合は、Aの所得に関する証明書の添付は省略できます。
※配偶者特別控除の場合は省略できません。

☆ご注意ください

- 所得確認の対象となる保護者等は、原則「親権者」であるため、必ず「親権者」の状況を確認の上、申請書を記載してください。
- 仮に、保護者等が誤って特定されたまま申請・支給が行われ、それが明らかとなった場合は、支給を受けた者から、不正利得として受給額が徴収されます。
- 偽りその他不正の手段により就学支援金を受給した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処されることがあります。

学校への申請書提出締切日：4月24日（金）

※「申請しない」方も、学校での提出の有無の確認作業にご協力ください！

申請書の記入例とご注意

- ・申請書は、必ず黒または青のボールペンを使用し記入してください。
- ・間違えた場合は、二重線を引き新たに記入してください。（訂正印は不要です。）

☆記入例【オモテ面】

様式第1号（第3条第1項、第10条第2項並びに第11条1項及び第2項関係）

平成27年 4月15日

大阪府教育委員会 殿

高等学校等就学支援金

◎該当する区分にチェックしてください。

受給資格認定申請書
高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。

収入状況届出書
高等学校等就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

申請（又は届出）しない。
授業料を納付します。

◎記入上の留意点 以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者による代筆も可能です。
記入に当たっては、別紙の記入上の注意をよく読んでから記入してください。

生徒が在学する学校の名称等	〇〇〇立▲▲▲高等学校 1年 1組 1番		
学校の種類・課程・学科	<input checked="" type="checkbox"/> 全日制	<input type="checkbox"/> 定時制	<input type="checkbox"/> 通信制
ふりがな	もんか	たろう	
生徒の氏名	姓 文科	名 太郎	
生徒の生年月日	昭和11年11月11日 平成		
生徒の住所	〒540-8571 大阪府 大阪市中央区 大手前2丁目1-22		
保護者等の昼間連絡先	(090) 1234-5678		

1 申請書の記入年月日を記入してください。
※平成27年4月中の日付を記入してください。

2 どちらか一方の口に✓印を記入してください。

受給資格認定申請書
→所得に関する証明書を添付して提出する必要があります。

申請（又は届出）しない
→添付書類は不要ですが、授業料の納付が必要になります。

3 学校名・学年・組・生徒番号・ふりがな・生徒氏名を記入してください。
該当する課程の口に✓印を記入してください。

4 生徒の生年月日・生徒の住所を記入し、保護者の方の昼間の連絡先を記入してください。

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記載不要。）

①現在の学校の在学期間	学校名 〇〇〇立▲▲▲高等学校	平成27年4月1日 ～ 平成 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科 ●●制
②過去の学校の在学期間	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科

「申請（又は届出）しない」の口に✓印を記入された方は、ここまでの記入で結構です。
「受給資格認定申請書」の口に✓印を記入された方は、以下の欄と裏面も記入してください。

- 5 高等学校等の在学期間を記入してください。
- ・①の欄は、上の例のように、現在の学校名等を記入します。
※新入生の場合、現在の学校の在学期間は「平成27年4月1日～」となります。（入学式の日からではありません。）
 - ・②の欄は、今回が初めての高校入学の場合は、「過去に高等学校等に在籍したことはありません」の口に✓印を記入してください。また、過去に他の高等学校等に在学したことがある場合は、以前の学校名等を記入します。
過去の学校の在学期間が複数ある場合は、別紙に記載してください。
- 注）1 休学や留学していた期間があれば、「うち支給停止期間等」にその期間を記入してください。
2 過去に在学していた高等学校等は、国立・公立・私立の別に係わらず全て記入してください。

☆記入例【ウラ面】

6 「□月1日時点」の□には4を記入してください。
4月～6月（前年度の課税証明書等）の□に✓印を記入してください。

7 家庭の状況により（2）①～⑤、（3）①～②のいずれかの□に✓印を記入してください。

親権者2名分の「所得に関する証明書」を添付する場合

こちらの□に✓印を記入してください。

親権者のうち1名が配偶者控除の対象者となっている場合

保護者のうち片方（A）が、他方の保護者（B）の配偶者控除の対象者で、Bの市町村民税所得割額が30万円以下である場合は、Aの所得に関する証明書の添付は省略することができます。

この場合は、こちらの□と左の□（②の横）の2箇所に✓印を記入してください。
※配偶者特別控除の場合は省略できません。

海外赴任等により、親権者1名のうち「所得に関する証明書」が添付できない場合

親権者の一方が海外赴任などの理由により平成26年1月1日現在日本国内に在住しておらず市町村民税が課税されていない場合は、こちらの□と左の□（②の横）の2箇所に✓印を記入してください。

・離婚、死別等により親権者が1名の場合
・やむを得ない理由により親権者1名の「所得に関する証明書」が添付できない場合

こちらの□と左の□（②の横）の2箇所に✓印を記入してください。
※「やむを得ない理由」とは、次の場合のことをいいます。
行方不明、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情でその親権者の所得に関する証明書を提出ができない場合

8 所得に関する証明書を添付する方の氏名と続柄を記入してください。

【記入例】

(4) 課税証明書等を添付する者の氏名及び生徒との続柄 ((3)の場合は記載不要。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
文科学	父	文科省子	母

(4) 課税証明書等を添付する者の氏名及び生徒との続柄 ((3)の場合は記載不要。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
文科勲	伯父		

【2. 保護者等の収入の状況について】

保護者等の **4** 月1日時点における状況は以下のとおりです。（□欄は申請・届出を行う月を記入）

(1) 就学支援金の支給時期の区分（該当するものを選択。）

<input checked="" type="checkbox"/> 4月～6月（前年度の課税証明書等）	<input type="checkbox"/> 7月～6月（当該年度の課税証明書等）
---	---

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。（①から⑤までのいずれかにチェックしてください。）

親権者がいる場合	<input type="checkbox"/> ① 親権者（両親）2名分
	<input type="checkbox"/> ② 親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。)
	<input type="checkbox"/> 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税を課されたとしても所得制限の要件に影響がないことが明らかな場合
親権者がいない場合	<input type="checkbox"/> ③ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税が課税されていない場合
	<input type="checkbox"/> 未成年後見人 □ 名分 (親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） (未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。))
	<input type="checkbox"/> ④ 生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 (親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
<input type="checkbox"/> ⑤ 生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ている場合 等	

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。（①又は②のいずれかにチェックしてください。）

<input type="checkbox"/> ① 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
<input type="checkbox"/> ② 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税が課税されていない場合

(4) 課税証明書等を添付する者の氏名及び生徒との続柄 ((3)の場合は記載不要。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

【3. 確認事項】

高等学校等就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 平成 年 月 日（学校において記入。）

未成年後見人の「所得に関する証明書」を添付する場合

こちらの□に人数を記入し、左の□（③の横）に✓印を記入してください。

主たる生計維持者の「所得に関する証明書」を添付する場合

左の□（④の横）に✓印を記入してください。
※この場合は、所得を証明する書類に加え、生徒の健康保険証の写しなど扶養関係を証する書面の添付が必要となります。

生徒本人の「所得に関する証明書」を添付する場合

左の□（⑤の横）に✓印を記入してください。

生徒が施設入所者で、保護者等の「所得に関する証明書」が提出できず、生徒も収入がない場合

こちらの□に✓印を記入してください。

保護者（親権者）全員が海外に在住しており、「所得に関する証明書」を添付できない場合

こちらの□に✓印を記入してください。

この欄は記入不要です。

9 裏面も必ずお読みください。